

平成26年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年3月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年3月13日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年3月佐川町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年 3月13日 午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第2号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第3号 平成25年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第4号 平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第5号 平成25年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第6号 平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成25年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第8号 平成25年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 平成26年度佐川町一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成26年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成26年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 14 議案第 14 号 平成 26 年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第 15 議案第 15 号 平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 平成 26 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 平成 26 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 22 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 24 号 佐川町長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 25 号 佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 26 号 ふれあいの里尾川設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 27 号 集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 28 号 佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 29 号 佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の

- 制定について
- 日程第 30 議案第 30 号 名教館設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 31 号 ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 32 号 集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 33 号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 34 号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 35 議案第 35 号 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 36 議案第 36 号 町道路線の認定について
- 日程第 37 議案第 37 号 平成 25 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分に
つ
いて
- 日程第 38 議案第 38 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分に
つ
いて
- 日程第 39 議案第 39 号 高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高
吾北広域町村事務組合規約の変更について
- 日程第 40 議員派遣について
- 日程第 41 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これから日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1、議案第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

補正予算、補正額 2 億 2,753 万 8,000 円の減額となっています。この予算書を見てみると、減額補正の色が濃いわけですが、実際には、実施する事業もあるわけですが、わかりにくいので、減額分の額と事業実施予算の額は、どれくらいかを教えていただきたいと。

そして、2 点目として、繰越明許費の中で、繰越明許費 6 億 2,083 万 4,000 円あるわけですが、土木費や災害復旧費の中で、消費税の駆け込み需要により、資材や機材あるいは技術者の不足とかいうことで、不落とかが出ているわけですが、この繰越明許費の中で、そういった都合により繰り越したものはあるか、そして、どういう工事があるか。金額は。いうことを、この 2 点。

それから 3 点目、補正予算のうち、産業建設課の木造住宅耐震化支援事業、地域住宅交付金事業、基盤整備事業で、1 億 439 万 5,000 円が組まれているが、その内容はどのようなものか、この 3 点をお伺いしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。私のほうからは、補正予算の減額の総額とそれからプラスの分の総額の、その 1 点目のことについてお答え申し上げます。

まず、25 年度補正予算ですが、まず、プラスの分です。プラスの分の総額が 1 億 1,263 万 7,000 円です。それから減額の総額が、3 億 4,017 万 5,000 円です。差し引きいたしますと、△の 2 億 2,753 万 8,000 円。この額が今回の補正額であります。

増減額の内容については、初日の提案説明で申し上げましたが、減額の大半は、決算見込み、もしくは額の確定によるものでございます。それからあと、増額の主なものは、先ほど議員もおっしゃい

ました国の経済対策交付金によります農業基盤整備事業、それから池田団地等の外壁改修工事、それから住宅耐震などの、いわゆる経済対策交付金の前倒し事業であります。私からは、以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。私のほうは、入札の不落の関係の繰り越しでございますが、この中の災害復旧工事、公共土木施設災害復旧工事 2,415 万 3,000 円でございます。これは、道路関係、河川関係、町河川関係の不落による繰り越しでございます。

内容は、加茂の弘岡とかスエミツとか、あるいは蔵法院の事業でございます。また、その次にございます、同じく災害復旧のがけくずれ住家防災対策事業。これは、斗賀野で 1 件不落がございまして、これが繰り越しになるものでございます。

それから、その次に、その上側ですか、農林水産施設災害復旧、これにつきましても農道用水路関係でございますが、不落で継続ということになってございます。

それからあと、農業基盤関係。2,600 万、農業基盤整備事業。これは、新たにできます国の補助事業でございまして、もともと当初予算で想定してございましたが、経済対策で、3 月補正があるということで前倒ししまして、農道とか用水路関係につきまして、補助事業を導入するものでございます。

それから、地域住宅交付金事業、これも前倒しでございまして、町営住宅につきまして、外壁等の改修工事、順次やっておりますが、池田団地の 1 棟、それと富士見団地の 1 棟から 3 棟などについての外壁改修工事と、それに対する設計委託料でございます。これは 3,140 万 5,000 円。これ、質問は以上でしたか。

（「木造住宅耐震化支援事業」の声あり）

抜かりまして、すみません。木造住宅耐震化 5,608 万 3,000 円。これにつきましては、住宅の耐震化、個人住宅の耐震化でございますが、耐震診断の経費。それから耐震改修の補助金、これは 1 件 60 万でございますが、60 万の 10 件分。それから、その上乗せの緊急支援耐震改修費補助金が 30 万円の 10 件。つまり、耐震改修では 90 万円の補助金がございます。

さらに、ブロック塀の工事費補助金、これは町道等の沿線にありますブロック塀、これが災害等で倒壊する恐れのあるところ、その改修に充てる費用でございますが、20 万円掛ける 15 件。それと

同じように、町道等に隣接してあります老朽住宅、これの撤去費 160 万円の 20 件でございます。

なお、耐震改修に合わせますリフォームへの補助金、30 万円の 10 件につきましては、当初予算で計上させていただいております。これは経済対策の前倒しということでございまして、3 月補正で計上させていただいております。

4 番（森正彦君）

災害復旧の工事で不落が出ておると。災害復旧ですので、早期の着工が望まれるわけですが、早期着工のめどはついているのでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

当然、災害復旧ですので、早期のめどを立てないけません。ただ、農道とか水路、農業関係につきましては、田んぼの時期が重なるとかいうこともあります。それを、田んぼを避けるような調整とかいうようなことも考えながら、また業者の状況、昨年から業者のほうでは人手不足、技術者不足等々で、こういった事態が発生しておりますので、その改善が、すぐに見込まれればええんですが、なかなか現状では、どうなのかな、という不安もございます。

しかしながら、災害復旧ですので、早期に着手できるよう最大の努力をしていかなければならないというふうに認識しております。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

8 番（中村卓司君）

少しお尋ねをしたいと思います。滞納分ということで補正が組まれております。これは一般会計のほうに充当されるということでございますけれども、現在の滞納の現状と、滞納についての収納努力、どのようにされているかを聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。過年度分の滞納でございます。25 年度スタートしたときの滞納額が 1,072 万 6,561 円でございます。これに対しまして、現在、1 月末現在の収納額が 111 万 8,279 円というのが現在の状況でございます。

なお、ここ 3 年ばかり、大体毎年、大体 100 万から 200 万、滞納分の徴収をしていただいております。かつては、滞納額が 2,000 万を超えることもございましたが、累計滞納額もやっと 1,000 万というふうに、徐々に減額してきておりますが、ただ、これから先につきましては、なかなか徴収するのに非常に厳しい家庭の方が多くて、

今後、100 万程度の、毎年の滞納額の徴収というような状況が続くのではないかと考えております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

収納管理課長（橋掛直馬君）

収納の努力ということでありましたら、その滞納されている御家庭の方に、やはりきちんと説明を懇切丁寧にして、その滞納分をいただきたいということをお願いしている、そういう努力を続けておるということです。

教育長（川井正一君）

もう 1 つ、累積に滞納徴収は収納管理課のほうで精いっぱいやっていたいておりまして、またもう 1 つ大事なことは、現年分の滞納を出さない、そういった努力もしております、7 月時点では、ほぼ 100%の現年の徴収率でしたが、今、1 月末現在を見てみますと、現年分では、若干遅れ気味の方がおいでまして、収納率は、99.2%。これも過去から言いますと、かなり高い収納率ということで、滞納整理課のほうでは、しっかりやっていたいているんじゃないかというふうに考えております。

8 番（中村卓司君）

そのことも 2 回目の質問でさせていただこうかと思ったのですが、年内の 1 年間の、前の年度の 1 年間から、滞納の方がどれくらいいるかということと、それと、収納に対して、100 万から 150 万ぐらいの収納努力をされている。前年を、それが下回ると、だんだん増えていく結果になるかなあという心配もしておりました。

その滞納の人数が少なくなったっていうのは、今までと違った方法でやられているのか、努力をさらに重ねていった結果なのか、その原因については、ちょっと聞かせていただいたら、ありがたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今年度、基本的に、現年も含めまして収納管理課のほうで徴収はやっていたいておるんですが、私どもがお聞きしている中では、なかなか即払っていただけない方には、例えば、児童手当が支給されるときにお願いして、その児童手当の中からお支払いいただく、そういった努力を続けた結果、現年分の徴収率が大幅に上がっておると、そのように理解しております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 4 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 5 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 26 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

3 点ほど質問をさせていただきます。

入札管理システム導入委託料の内容について、それから、ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業の今後の動向というか見通しについて、そして、中山間直接支払いの交付金、活動支援交付金の地域拡大の状況について、以上、お伺いいたします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。私からは、予算書でいえば、ページ 41 ページになりますが、その 13 節委託料の一番下にあります入札管理システム導入委託料 321 万の分について、御説明を申し上げます。

これはいわゆる、今、指名業者が約 900 業者弱ありますが、その、現在登録されている指名業者のデータベース化を図るということが 1 点あります。そうすることによって、業者管理や入札管理を適正に管理して執行していくということでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、工事の関係では、建設工事、それからあと物品、器具の提供とか、あとコンサルタントの委託とかというような内容がありますが、例えば、建設工事でも土木とか建築舗装とか分かれておりますが、そうした検索が簡単にできるということがあります。

それからあと、入札管理におきましても、業者選定とか、あと、それから予定価格の問題と、そういうことについて非常に効率よくですね、それからかつ正確に、業務が執行できるというような内容のものでございます。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業の今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

これは、最初、導入時はですね、国の緊急雇用対策という観点からの国庫補助事業としてスタートをいたしまして、現在は、その国庫補助事業が終了後、高知県が、地域おこしの拠点ということで、高知県あったかふれあいセンター事業として、県 2 分の 1 の事業として推進をしております。

佐川町におきましても、事業を継続しておりますが、26 年度、27 年度以降の見通しにつきまして、現在、高知県からはですね、この補助事業について、何年度で終了という形の説明は受けておりません。

また、高知県が進める高知型地域福祉の推進の拠点と言いますか、核となる事業として、県も推進しております。それから佐川町とし

ても、佐川町の地域福祉計画、地域福祉活動計画の中で、このあったかふれあいセンターについての設置について、積極的に推進していくという立場を取っておりますので、今後もですね、県の補助事業の継続、それから佐川町としても積極的に推進をしていきたいと考えております。

産業建設課長（渡辺公平君）

中山間地域等直接支払交付金の地域拡大ということの御質問いただきました。お答え申し上げます。この中山間地域等直接支払い交付金制度でございますが、この事業は、来年度までが当初の予定でございます。

ところが、来年度からは、新たな国の施策が始まりまして、日本型直接支払い制度、この一環に組み込まれてございます。そういうことで、27年度以降も、この事業は、継続されるものというふうに認識しております。実情は、わからんわけですが、そのように認識してます。

この中山間地域直接支払い制度は、自然的、社会的条件が不利な地域において、農業の生産の維持を図っていきながら、多面的機能の確保をしていくということで、当町におきましては、現在10カ所で、西山ハザコ、斗賀野西山、斗賀野、川原田、襟野々、二ツ野、二ツ野ジョウキョウ、大田川、平野、上黒原、中野、この10カ所で、総面積にしまして78ヘクタール余りを対象として実施されております。

それ以前の対策でございましたら、小奥とか、尾川の堂野々から奥の辺りでございますとか、ほんと、条件不利地域も入ってございましたが、担い手不足ということで、今対策には実施してないところもございます。

来年度に最終を迎え、27年度以降も確実にあるとするならば、この地域に、条件不利地域をさらに拡大し、正道の、本来でしたら、直接交付金が半分までは対象とできる事業でございますので、そういったことも取り入れられるのかどうかを、それぞれの条件不利地域の集落等々、協議をしていきながら、可能な限り地域拡大、現状を維持しながら、さらには、地域の拡大をできるように、中山間地域等直接支払交付金事業を導入していきたいというふうに考えてございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

何点か、お聞きをしたいと思います。

1 点目に、77 ページの、若干勉強会でも御説明ありましたが、特定不妊治療費ということで、これ一般も含めるということでしたが、具体的にどういった治療等に、どれぐらいで助成されるのか、その概要を教えてくださいたいと思います。

次に、ちょっとこれページがどこに、予算がどこに載っているのか、ちょっとよう確認せんかったのですが、いわゆる防災メール、登録制のメールを新年度から取り入れていただけるということで、その概要について、どういった内容のことを配信をされて、ということで、ちょっと教えていただければと思います。

それから、107 ページの消防施設のところの消防バイク、いわゆる赤バイクということですが、具体的には、どういった目的を、大体主にしておられるのか。お聞きをしますと、一応消火器を装備して走らせるということでしたが、同じように、この形の消防バイクに、担当の方にお話をしましたが、インパルス消火システムという、非常に消火能力が高いものを装備をして、消防バイクでかけつけた後に、消防署員なり団員の方が、それを背負うなりしてですね、それで初期消火に非常に効果があるということがございますので、そういった検討もできるのかどうか、お答えをいただければと思います。

それから、最後ですが、これ、いくつかにわたってますので、ちょっとページは控えますが、町長の行政報告でもございました、いわゆる自伐林業ですが、これ、どういうイメージで着地点というか、最終的に佐川町におけるこの自伐林業の形というものは、どういうところを目指しておられるのか、それを少し教えてくださいたいと思います。

この土佐の森の方からも、私も直接、以前お話をお聞きする機会がございまして、このNPOの土佐の森の方のお話では、いわゆるこの土佐の森の方が考えてるのは、農家の方が、例えば、自分の持っている田んぼや畑で、お米や野菜をつくって、それを出荷してお金を得ると。それと同じ感覚で、自分の持っている山を、木を、自分で搬出をして、それをお金にかえていくと。

土佐の森方式という形で、A材、B材、C材と、切ってきたものを分けてですね、例えばC材は、まきにしか使えないようなものを、

まきとしてやっていって、それを、例えばバイオマスの、そういう伐採のところに持って行くというような、最終的な形があるわけですね、考えておられるのが。で、その最終的な中には、森券という、そういう特殊の通貨をつくって、地域で活性化にもつなげていくということが基本的な形で、そういう取り組みをされてるところなんです、そういうところまで考えておられるのかどうか。

ちょっと我々もまだまだ、どういうものかイメージがちょっと湧いてきておりませんし、町民の方も自伐林業というのが、どういうことを最終的に目指すのか、少し具体的に町長から教えていただければと思いますので、この点について、よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、特定不妊治療費支援ということで、50万の予算を組んでおりますことについて御説明させていただきます。

この制度につきましては、以前の松浦議員の一般質問等に答えて、これ、制度化、検討をしてきたものでございまして、内容については、まだ決定はしておりませんので、今の、現段階での検討のことについて、御説明をいたします。

基本的には、不妊治療の助成事業は、県の助成制度がありまして、それに加えての、町単独の制度ということになります。ここには、予算書の説明の中には、特定というふうに書いてございますが、一般、いわゆる保険適用になる部分の治療費についても対象としたいというふうに考えております。この考え、今検討しているモデルといたしますか、いくつか単独で、市町村単独でやっておるところを参考にしておるわけですが、1つ、津野町を、一応参考にさせていただきまして、内容を今、詰めているところです。

1年度当たりの限度額、そういったものもですね、各市町村の大体、おおむね3万円から10万円程度だと思っておりますが、その範囲の中で、詳細、決定をしておる、それから適用年度、その部分についても、検討しているところでございます。以上です。

総務課長（岡林護君）

私からは、登録制メールのことと、それから赤バイクの件について、お答えを申し上げます。

まず、登録制メールについては、町のほうに登録をいただいてですね、その方々に発信をしていくわけですが、その発信を、もちろん災害時はもちろん、そういうことについては発信をいたします

が、それ以外のことについてもですね、必要なことがあろうかと思えますので、ただ、そこまでは、現在詰めておりませんが、そういう、町民の方々にとって必要な情報についてですね、発信できるようなことを、今後、詰めていきたいと思っております。

それから、赤バイクについては、議員がおっしゃいましたインパルス消火システムですか、ちょっと私もあんまり具体的にそのことについては、認識しておらんのですけど、恐らく、これは予算書のページ 107 ページの備品購入費の 204 万 3,000 円が、これに、赤バイクの購入費に当たるわけですが、恐らくこの金額より、そういうシステムを導入するとですね、装備すると、高くなるだろうと思います。

ただ、予算はこういう形なんですけど、それがほんとにつけて、装備して必要であるかどうかを十分検討してですね、必要であれば、何らかの措置を講じていきたいというふうに思っております。以上です。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。自伐林業についての着地点のイメージということで御質問ありました。

まず、全体的なイメージとしましては、議員の皆さん、読まれた方もいらっしゃるかもしれませんが、藻谷浩介さんが書かれております里山資本主義、本年度の大ベストセラーの本になっておりますが、この里山資本主義に書かれております、集落、まちづくりのイメージも、少し、自分の中では持っています。

この本の中には、高知県の取り組みとして、岡山県の真庭市にある銘建工業さんに、県のおおとよ製材のほうの経営、運営を委託をすると。その中で、県の木をしっかりと流通をさせていく、エネルギーも、バイオマスのエネルギーも検討していくと。また、新たな産業振興として、木材の流通として、CLTに積極的に取り組んでいくと。そのあたりの内容についても、この本に書かれております。

私はこの佐川町で、まず少しずつ、この山を、この地域の資源を生かして、その自然の恵みをいただいた上で、地域のつながり、人のつながり、町外の人との交流を図っていく。その中で、自然も守り、山を守り、それが川を守ることにになり、後世に美しい自然を残していく、それとあわせて、林業から派生していく産業振興を、少しでも、この佐川町で雇用の創出、活性化、その意味でつくりあ

げていきたいというふうに考えてます。

これが、全体のイメージになります。この佐川町は、町の面積およそ 100 キロ平方メートルの面積があります。ヘクタールに直しますと、1 万ヘクタールです。その内 73% が山林になります。ですから 7,000 ヘクタールほどが山になると。その内、林業として間伐ができるエリアが 4,000 ヘクタールぐらいじゃないなかぁという想定をしております。もっと多いかもしれません。

私たちが、今イメージしてる自伐林業の取り組みに関しましては、100 ヘクタールを 1 つのチームで、自伐林業として入っていく。1 チーム 3 名から 5 名を想定をしております。仮に、4,000 ヘクタールの山全て自伐林業のチームが入れたとしたら、40 チームになります。1 チーム 5 人とする、専業、副業の人、合わせて 5 人とする、全部で 200 人の人が自伐林業にかかわって仕事をしているという状況が想像されます。

私は、30 年、40 年、そのぐらいのスパンをかけて、もし、200 人の人が、この佐川町において、林業にかかわって仕事をしてるというまちづくりができたら、きっと楽しい町、すばらしい町ができてるんじゃないかなぁということをイメージしております。

30 年といいますと、かなり先になりますので、とりあえずは 10 年後、この佐川町において自伐林業にかかわっているチーム数が、7 チーム、8 チーム、そのぐらいできていると、そのイメージを持って今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

松浦議員の言われましたように、C 材につきましては、エネルギーの、バイオマスエネルギーの原料として使うことを想定しております。まきとして使われる町民の方もいらっしゃるでしょうし、また、住友大阪セメントさんに燃料として引き取っていただく C 材も、これから出てくるんじゃないかというふうに想定しております。また、この佐川町で切り出した材を使って、町の公共的な建物、この町に住む住宅、この町から切り出された木で、そういう建物ができていく、そういうすばらしいイメージも、私自身は持っております。

この山を使って、林業だけでなく教育やその他の農業、加工品の製造、木にかかわることを何かやってみようと思う人たちが一人ずつ増えていってくれて、一つの産業として活力ある町ができあがる、そのことをイメージして、まずは平成 26 年度、1 年目のスタートを

切りたいというふうに考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

町長からの、丁寧に御答弁いただきましたが、少しだけ、補足でもう少し聞かせていただきたいと思います。自伐型林業の構築委託料ということで、今回の予算が出ておりますが、実際に、この間伐して木を切り出して、それが流通をしていかなければ、お金にならないと思うんですけども、いわゆるこの土佐の森方式でやるの、A材、B材というふうに分けて、土佐の森のほうに絡んでいってですね、C材については、ある場所ではまきクラブということで、まき材にしていく。そのときに、現金とともに、さっき申し上げました森券とかいうことを発行すると。

土佐の森と、そのいわゆる自伐林家の方と、いわゆる協定等を結んでいくということもされているようなんですが、そういう具体的なところまで想定をされておられるのか、一歩進めていって、情勢をみながら、次のステップ、次のステップというふうに考えておられるのか、その点だけ最後もう一度、すみません。

町長（堀見和道君）

お答えします。C材についての流通に関して、住友大阪セメントさんに、仮に燃料として供給をさせていただく場合には、認定証というものがございます。その詳細につきましては、また担当の課長から御説明をさせます。

また、A材、B材、建材に使えるものに関しましては、もとソニアの場所の佐川プレカットさんですとか、遠くになりますけど、久万高原ですとか、また高知市のほうにも木材市場があります。そちらの方に持って行くことも含めて、今後具体的な流通に関しては、詰めていきたいと考えております。

直接、佐川町として切り出した材を、製材所に持って行くという方法もあります。そのあたりは、今後、この佐川町内にも製材所はありますので、きちっと連携をさせていただいて協議をさせていただいて、しっかりと流通できる形をつくり上げたいと、そのように考えております。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

私のほうから、C材の関係の流通についてのお答え申し上げます。

今、町長申されました住友大阪セメント、ここへC材を持って行くと。ここは、住友大阪セメントは、もともと石炭で発電をしてご

ざいます。それを、近年、木質系のペレット、まあ言うたら間伐材等を活用してから売電をしております。それで、C材について、エネルギーにしていくために間伐材を利用するものであれば、購入するということになってございます。

これは、どうしていか言うたら、一般的には、町内で間伐されたものであるということを市町村が、町が認定証を出して持つていくようになります。町内で間伐されたものを、例えばでしたら、土佐の森へ一括持つていきまして、それぞれ持つていきまして、土佐の森から一括して住友大阪セメントへ持つていくとか、いう形になろうかと思います。

現在、住友大阪セメントとは、実際の引き取り価格について交渉に入ったところでございまして、それが、立米当たりいくらで購入していただけるのかとかいうことは、まだ具体的なものにはなってございません。

その購入単価によりましては、想定する単価等の差額につきまして、今、議員言われました森券ですか、地域通貨ですね、仁淀川町らは以前やられておりました地域通貨を発行して、間伐実施者にその地域通貨を、お金のかわりに渡して、それを地元の商店、例えば商工会会員のお店でそれが活用できるとか、こういった制度の流れになってくると思います。

これにつきましては、今も申しましたように、具体の金額がまだ提示されておきませんので、そこまでは具体的に協議は内容は詰めてないですが、これから早期に、今月、来月あたり、早期にそれを詰めていかないかんという段階にきております。

精いっぱいそのへんを調整していきながら、5月から実際の研修に入ってまいりますので、それ以降できるように努めてまいりたいと思うております。

町長（堀見和道君）

補足説明をさせていただきます。先ほど、産業建設課長のほうから地域通貨についての話がありました。仁淀川町では、以前、その取り組みをされておりました。佐川町としても、検討してみたいなということを考えておりますが、まだ実際に、地域通貨を採用するかどうかというのは全く未定であります。

せっかく地域通貨を、もしこの佐川町が導入するのであれば、自伐林業だけではなく、この地域の経済の活性化、循環をにらんだ中

で、どのような形で導入するのがいいのかっていうことは、慎重に検討していかないといけないということを考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

坂本です。いくつか質問をさせていただきます。

1 つ目の質問。児童福祉費総務費で計上されている保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、今、それが必要な理由、実施する目的は何なのか、お伺いします。

2 つ目の質問です。予算書では、永野保育所の耐震化が行われる予算になっていますが、これで、保育所で耐震ができていないのは、黒岩中央保育所のみとなります。以前、耐震化診断が難しく建てかえの方向が出ていたとの話を聞きました。実情はどうなっているのか、今後の計画はどうなのか、建てかえの方向でいくのか、もしくは耐震の工事をするのか、耐震化はいつまでにできるのか、どう計画するのか、お聞きします。

3 つ目の質問です。今年度、公民館や集会所が順次耐震化される予算が計上されています。指定避難所の中で、収容施設に指定されている文化センターと遊学館が耐震化されていません。教育委員会の管理する施設には、地質館や青山文庫など、いろいろありますが、避難施設に指定されて、まだ耐震化されていないのは2つです。教育委員会の管理施設と一般行政の管理施設の違いはありますが、両者の連携を密にし、優先順序を決めていくべきだと思いますが、その連携はどうなっているのか、今後の計画は当然されていると思いますが、その計画をお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、保育士等処遇改善臨時特例補助金、それから黒岩保育所の耐震にかかる部分について、答えをさせていただきます。

まず、保育士等処遇改善臨時特例補助金ということで900万、予算化をいたしております。これにつきましては、国庫の補助事業ということで、全国的な保育士のですね、人材不足、人材確保、こういった観点、それから保育士の職務、仕事に対しまして、待遇といいますか、賃金、そういったものがほかの職種、業種に比べて低いのではないかというふうな国の議論があったと思うんですが、それ

の検討の中で、保育士等の処遇改善、具体的に言いますと賃金の引き上げ、そういったものに国のほうは予算化をつけておるということで、これに対しまして町のほうでも、これは私立保育になりますんで、町内の5園の保育に対しましての補助を設定をしております。

ちょっと具体的には、運営費に加算をされます民間施設等給与改善費というものがあると思うんですが、これのパーセンテージのかき上げ、これに対しましての補助ということで、ただし、これについては申請していただく必要があります。各保育所。これは、必ずといいますか、計画の中で、職員さんに対して賃金の引き上げであるとか、処遇を改善する計画を出していただいて、それを申請書とセットで出していただいて、審査の補助を出していくというような流れになっております。

それから、もう1つ。黒岩保育所の耐震の部分ですが、これにつきまして、先般といいますか今年度の中で、いろいろ一般質問の中もありましたが、なかなか耐震化が難しい、耐震化といいますか耐震診断が難しい設計になっているということもございまして、専門家、設計のですね、詳しい専門家であるとか、そういった方に御相談をしながら、今、検討を、どういうふうにしていくかというのをしている最中で、結論が出ておりません。

緊急にですね、耐震化工事というわけではありませんが、改修すべきものについてはですね、25年度の予算で、若干対応させていただいたことありますけど、先般議論もあるような、例えば建てかえであるとか、耐震化をするであるとか、そういったものについては、もろもろの諸事情を勘案しながら、今後検討をしていくということになります。以上です。

教育長（川井正一君）

文化センターと遊学館の耐震化についてお尋ねがございました。現在、教育委員会では学校を優先的に耐震化に取り組んでおります。平成27年度には、学校の非構造部材を含めた耐震化が終わる予定でございます。

それ以降、平成28年度以降に、今後、教育委員会が所管します文化センター、遊学館、さらには青山文庫等もございしますので、そういったものを含めて、今後耐震化を検討するという段取りになるかと思いますが、ただ、今、お話がありました黒岩中央保育所、そちらのほうもございしますので、町全体として、こういった優先順

位をつけるのか、そこら辺を含めて今後検討すべき課題であるというふうに考えております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

補足で御説明をさせていただきます。黒岩保育所につきましては、以前見ていただいたときに、耐震補強工事は難しいんじゃないかという話もありましたが、耐震補強は可能な建物であるという回答は、専門家からいただいております。

黒岩保育所につきましても、また文化センター、遊学館につきましても、これまでの検討を進めてきた経緯があります。その経緯を尊重しながら、もう一度、平成 26 年度この 3 つに関して、まあ 3 つだけではないんですけども、安心・安全を守るという視点から、26 年度半年以内に、今後の、町としての方向性を再度議論をして、町議でも検討して、方針を定めていきたいと考えております。よろしくお願いします。以上です。

8 番（中村卓司君）

初日に、町長の行政報告の中で、ずいぶん詳しく、その予算について触れられておりまして、大変、私にとってはよかったというふうに思っています。

そこですら、その部分も含めて、少し質問をさせていただきたいと思いますが、前年の予算につきましては、大変多大な予算ということで、私たちは、修正動議も出させていただいた経過がございます。

それは、私の一般質問の中にもございましたけれども、町民の皆さん、多く、霧生関公園についての予算が過大に設けられていることの判断がございました。この行政報告の中でも、選挙の中で町長は、そういう声を多く聞いたという中から、それを白紙撤回という形になっている予算でございまして、大変に健全な予算になっているというふうに思っております。

前年対比 7.7%減、5 億弱ぐらいの金額が削減をされているという結果でございまして、その中にも、中学校の中学生の医療費の無料というようなこともございますし、斗賀野地区、町営住宅がつくられるというふうなことも大変結構なことだというふうに思っております。

そこで、ただ、2 点ほど質問をさせていただきたいと思いますが、この行政報告の中にも載っておりますけれども、障害者について

のですねサービス、相談支援ということで予算が 800 万つけられておりますけれども、その中身をもう少しですね、詳しく教えていただきたいということと、この項目の中に入っていると思いますけれども、子宮頸がんのことがですね、NHKの報道で、少し、その害が出てるというふうなこともございまして、その補助のあり方ということではございませんけれども、その内容の考え方を、町のほうからの考え方を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これまで過大な予算というお話ありましたけれども、必要があって毎年毎年予算を組み上げられているものだと思います。今回、7.7%減だから健全だというふうには、私自身は余り思っておりません。一生懸命このまちづくりのことを考えて予算を組んで、26年度の予算案としてこの数字が出たと。来年度は、学校の非構造部材の耐震化の工事の設計が来年度あります。27年度は、その工事に向けて予算組みをしていかないといけない。27年度は、当然 26 年度よりは予算的には、必然的にふくらんでいくだろうというふうに考えております。

そのとき、そのとき、この地域の課題を解決するための町の皆さんが幸せになるための予算組みを一生懸命させていただくと。その方針で今後もやっていきたいというふうに考えております。

御質問のありました 2 つの項目につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、障害者の相談支援の部分の委託料でございしますが、これにつきましてまず、制度の話になりますけれども、障害者の障害サービスを使われる方につきましても、障害者の自立支援法、名前変わりました総合支援法、この中で、サービス利用計画、いわゆる介護保険で言うところのケアプラン、こういったものをつくる必要がありまして、これの経過措置、猶予期間が来年度末になっております。

その中で、この制度の中で、そのケアプランというものを町の行政がつくって、それをサービスを決定していくという制度設計ではなくて、行政以外の、例えば民間の事業者等がですね、それを、サービス等利用計画をつくって、それを判断材料にして、町が支給決

定を、適正な支給決定をしていくという流れになっております。

ただし、そのサービス等利用計画ケアプランを策定する場合の報酬単価、これが、なかなか、例えば、高知県佐川町のような郡部地域の中で、それを報酬財源として事業種が収支が成り立っていくような制度、単価になっておりませんで、それを、サービス利用計画を立てていただく事業所がなかなか見つからずにきているような現状があります。

ただし、そういった猶予期間、経過措置期間が約1年後に迫ってくる中で、具体的に受けていただく事業者等探しておる中で、佐川町としては、今、予定ですけれども、社会福祉協議会のほうに、そのケアプランの作成を委託、委託といいますかお願いするという形で進めております。

ただし、その計画策定にかかる報酬の単価の収入だけでは、先ほども言ったように、事業自体が成り立たないという経緯もあります。それから、一方、その障害者の相談支援の業務につきましては、サービスにつながらないような一般的といいますか、入り口のところの相談というのもあります。それが、結果的にサービスにつながる場合もありますし、ほかの、例えば保健師であるとか、そのほかの専門機関へつなぐといったところがあります。

そういった一般的な相談支援も、その事業所、社協さん、予定ですけれども、受けていただくその業務もあわせて受けていただくことによって、利用者の方の利便性も高まる。そして、当然その相談業務を委託するわけですので、そこで委託料というものが発生いたします。その部分が予算で言いますところの800万程度になるわけですけれども。その委託料とセットであわせて、先ほど、一番最初に申し上げましたケアプランの作成もあわせて持っていただくというような形で進めていっております。予算の説明としては、そういった形になります。

もう1つ。子宮頸がんの予防接種のことですけれども、これは佐川町単独で考えるというのは、なかなか難しいんですが、報道されているとおり、健康被害であるとか、そういった重篤な、どう言いますかね、そういった報告もあり、ただ、市町村に対して、現在はですね、積極的な予防接種の干渉は控えるようにというふうな形での通達があっております。現時点では、佐川町としましても、これはまあ任意接種になりますので、保護者の方が最終的に判断をし

てですね、接種される方については当然、補助金があるということですが、町として今の段階で、例えば広報等で積極的に広報している段階ではありません。国の指示、通知であるとかということのを待った上での判断になろうかと思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

町長がお答えいただきましたけども、当然でございます。必要な予算はその範囲の中でやるというのは当然で、前年より小さくなったからよい、前年より大きくなったら悪いということではなくて、佐川町に当然必要ならば、増えても結構だというふうに私も判断をしておりますので、その努力をですね、町長、執行部には、お願いしておきたいということと、担当の課長から、少し、答えがわかりにくかったんですけど、この相談支援業務について、委託する業務が、外の業者に向いての委託料金が含まれているということで、理解でいいんですかね。

そうすると、どういうふうなことを具体的に、もうちょっと具体的に、外の業者に委託するということをやめるのか、をもうちょっと詳しく聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

委託料のことにつきましては、サービスにつながらない前段階の障害がある方についての総合的な相談支援、そういったものについて、今、予定ですが、社会福祉協議会のほうに委託をする、その委託費でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

今回の一般会計、前年度比 7.7%減であるということでございますが、繰越明許で 6 億 2,083 万 4,000 円あります。それを合計すると、ほぼ前年並みの事業が町民に対して実施されるということであるのではないかというふうに捉えております。中身にしまして、あったと、補正もありますし、年度末の減額もあるかと思えますので、その数字は違いますが、基本的には、65 億程度の事業が実施されるというふうに、私は捉えておるわけでございます。

中身につきましては、やはり継続していかなければならないもの、あるいは新しく実施するもの、そういうものもありまして、いい予算ではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

1つ心配なのは、来年度以降のほうが、かえって心配であると。この厳しい国の財政状況の中で、新しい事業を佐川町のためにやっていくとなると、来年度以降が、これはかなり厳しくなるんじゃないかなあという心配はしております。ことしはいい予算が組めたんではないかと、私は評価しておるわけでございます。

その中でですね、若干お伺いしたいと思いますが、地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育て支援センター、これをかわせみ、健康福祉課の直営にしておりますが、その直営にした理由をお伺いしたいと。

それから、教育委員会のほうで、学校支援地域本部事業、尾川小中一貫教育校活性化事業、コミュニティスクール推進取り組み事業、この事業の内容とですね、目指す成果は何かをお伺いいたします。

それから、収納管理課で、延滞金の徴収について、2月28日現在で1,092万4,000円ということで、前年比、これは202.3%という大きな成果が上がっていますが、成果の上がった理由をお聞きしたいと。

それから、町税の還付加算金未払いが発生しているようでございますが、その判明した経緯とその還付金未払いの内容、この3点をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、地域子育て支援センターの件について、御説明いたします。

予算書の中では、68、69ページですね。この中で、名前は、地域子育て支援センターとなっておりますが、例えば、賃金の部分であるとかそういったところに予算が計上されております。

この地域子育て支援センターにつきましては、内容は、主に保育所、幼稚園等に通われていないお子さんを持つ保護者の方の交流の場でありますとか、そういった交流の場を通じて、お母さん等の子育てのアドバイスをしたりとか、必要に応じて専門機関等へつないでいくというふうな役割を持ったセンターです。

これについては長年、約25年度まで20年間にわたりまして、1つの保育所、私立保育所、具体的には海津見保育園さんのほうに補助あるいは委託という形で実施をさしていただいております。

ただし、時代の流れの中で、急に公立へ、っていう議論があったわけではなくて、だんだんにそういう話が出てくる、非常に社会構

造が複雑化する、多様化する中で、いろんな情報を取り入れたり、それから保育にかかわるいろんな制度が変わったり、いうふうなことで、多面的な支援が必要になってきておりまして、あわせて、平成 27 年度からは、新しい子ども・子育て支援制度というものが開始をされる予定になっております。その中でも、地域子育て支援センターの持つ役割、重要性というものがうたわれております。

そういった流れの中で、1つの区切りとして、26 年度から直営、町がほんとの実施主体として地域子育て支援センターを実施していく。場所としましては、一応、かわせみのほうで解放しておるすくすく広場というところがありますけれども、そこを1つの拠点にしながら、26 年度展開していくという形になっております。以上です。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。3つの事業についてのお尋ねがございました。まず最初に、尾川小中一貫校活性化事業について、少し御説明をさせていただきます。この事業は、教員のスキルアップを図るための事業でございます。外部から講師をお招きしまして、特に今、尾川小中学校では、やっぱり発達障害等のお子さんが多くて、指導に非常に苦勞をされておると。そういったことがございまして、外部の専門家の講師を招き、子どもたちにどういった対応をすればいいのか、そういったことを中心に学び、それを実際の教育活動に生かしていく、そういったことを通じて、子どもの一層の成長を目指す。そういったための事業でございます。

それからあとの2つの学校支援地域本部事業とコミュニティスクール、この2つの事業は地域と一体となった学校づくりをしようというものでございます。

まず、学校支援地域本部事業でございますが、これまでもさまざまな学校において、学校を支援するボランティア活動がございまして、そういったもので学校運営、非常に助かっておるわけなんです。そういった学校支援するボランティア活動を組織的なものとするので、より効果的に、学校の支援を図ろうとするのが、学校支援地域本部事業でございます。

この事業のねらいとしましては、地域住民が学校を支援する活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子育てをする体制を構築することでございます。

具体的な支援内容は、学校の要望に応じて学校支援ボランティア

が学校におけるさまざまな教育活動を支援することとなります。この支援を円滑に行うために、地域住民と学校で組織する運営委員会を設置しまして、学校の方針や支援内容を協議するということになります。

また、コーディネーターを置きまして、学校とボランティア間の調整を行い、具体的な支援につなげていく、こういうことでございます。

この事業を実施することによっての効果ということになるんですが、1つとしましては、学校のさまざまな活動を地域のボランティアが支援することで教育活動の充実、あるいは教員が子どもと向き合う時間を拡充することができるということがございます。

2点目としまして、子どもが地域の大人とふれあう機会や多様な経験をする機会を拡充することで、子どもたちのさらなる成長につながる。

そして3点目としましては、地域住民がみずからの経験やそういった学習成果を活用する場が広がりますので、生涯学習社会の実現にも寄与することができるのではないかと考えております。

そして、4点目としましては、こういったさまざまな支援活動を通じまして、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる環境が整備され、地域のきずなが一層強まり、地域の活性化に資することもできるのではないかと考えております。これが、学校支援地域本部事業でございます。

続きまして、コミュニティスクール事業でございます。このコミュニティスクールとは、学校運営に地域住民の声を反映させるため、保護者、地域住民、学校長、あるいは教育委員会などで構成します学校運営協議会を設置しまして、地域とともに歩む学校づくりを目指すものです。

この協議会の主な役割として、3つがございます。まず1点目としまして、校長の作成する学校運営の基本方針を承認するということがございます。具体的に申しますと、学校の重点目標や年間の行事計画などについて、この協議会の場で校長の説明を受け、それを承認するということが1点ございます。

2点目としまして、学校運営に関する意見を、教育委員会や校長に述べることができます。具体的には、例えば教育委員会に対しては、学校の予算を増額してほしい、あるいは学校に対して

は、教育活動でさまざまな体験学習に力を入れてほしい、あるいは挨拶運動などをやってほしいとか、さまざまなそういった学校の教育活動に対して意見を述べることができます。

そして３点目としましては、教職員の人事異動に対して、教育委員会に意見を述べることもできます。具体的に、例えば、部活動の指導のできる先生がほしい、あるいは、この先生を異動させずに、当校に長く置いてほしいとか、そういった具体的な要望を意見として教育委員会に申し述べるができる。

これが、コミュニティスクール事業の大きな役割でございます。この事業をもう既に先進的に取り組まれておるところもございまして、そういったところの成果をお聞きしますと、次のような報告がございました。

地域全体で子供を守り、育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が学校に協力する姿が見られるようになった。また２点目としましては、保護者の学校への苦情が、意見や提案、相談へと変化をしてきた。さらには、地域のお祭りや行事に参加する子供が増え、地域が活性化してきた。

こういったことが成果として挙げられておりますので、尾川小中一貫校につきましては、学校支援地域本部事業とこのコミュニティスクール事業をうまくかみ合わせて、地域と一体となった学校づくりを推進されることを、私どもとしても期待をしているところでございます。以上でございます。

収納管理課長（橋掛直馬君）

森議員の御質問にお答えします。昨年４月に収納管理課が設置されて、税及び私債権の一元的な徴収に、今取り組んでいるところで

その中で、延滞金の徴収率が 202.3%ということになっておりますが、この主な原因としましては、一元的な徴収に取り組んでいる中で、滞納者の滞納状況をきちんと把握して、その中で、その滞納者が複数いるようですけれども、一元的に管理をしている中では、相手が、大体余り変わらないというようなことがわかってきました。その中で、生活の内容のチェックなどを行って、生活指導、ファイナンシャルアドバイス等を進めてきまして、延滞金もきちんと取れるというように把握した方に関してはですね、これは損害遅延金の意味もあるということをきちんと説明して、延滞金の徴収を促して

きました。

その中で、平成 25 年の 2 月 28 日現在では、539 万 8,758 円だったものが、ことしの 26 年 2 月 28 日現在で 1,924 万 580 円。202.3% まで伸ばすことができました。

それが、延滞金の徴収がこれだけになったということで、課の職員一同一丸となって、こういう延滞金を徴収するということの強化に取り組んできた結果だと思えます。

そして、還付加算金の未払いのことに关しましては、この判明した経緯というのはですね、これは、全国各地の多くの自治体で、このような還付加算金の未払いが発生しているというような報道を受けまして、当町でもこのようなことがなかったのかということを考えまして、過去の事例を再チェックいたしました。全て。

その中で判明した結果がですね、このような町税の中で 38 件、合計 18 万 100 円というものが還付の加算金で未払いが起こっておったということで、このことに関しては、おわびの文章もつけまして、その各関係各位の方には、3 月の 14 日で最後の分をお支払いした経緯があります。よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

ここで 40 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 40 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を行います。

質疑を続けます。

4 番（森正彦君）

先ほどは失礼いたしました。余りにも教育長の答弁がすばらしかったもので、わくわくして、ちょっと早くに手を挙げてしまいました。

教育長の答弁の中で、学校の 3 つの事業の関係、大変すばらしい事業でありまして、こんなすばらしい事業、県の助成も入っているようでございますが、今後、希望すれば、他の地域でもできるかどうかということと、もう 1 つ、教員のスキルアップ。発達障害の子供に対して、やっぱり難しい対応がせまられるというか、しなけれ

ばならないと、そういったことで教員のスキルアップのための研修を行うということでございますが、町立小中学校サポート事業、これにつきましても、どっちかというところ情緒障害の子供さんなんかもおったりしまして、非常にその対応も、やっぱり難しい。あるいは、さまざまなケースがあって、対応していかなければいけない。そういった支援員の教育、研修、あるいはサポート、そういったものがどうなっているかをお聞きしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、希望すれば、できるのかということですが、希望すれば、あとは県と協議の上、可能でございます。ただ、私どもとしましては、学校長に、年度初め、あるいは月に1回ぐらい、毎月校長会なんかをやっておるんですが、その際に、学校の課題を当然つかんでいるので、その課題を解決するために、さまざまな県の事業ありますので、ぜひ、積極的に手を挙げていただきたい、ということは申し上げておりますが、私どもから押しつけてやらすという感覚は持っておりません。

やはり、あくまでも学校の自主的な判断で、それぞれの事業を取り入れていただくと。また、県のこういったさまざまな事業じゃなくて、取り入れなくても地道に、それぞれの学校においては取り組みをされておる、そういう実態もございます。

それから次に、支援員への研修というお話がございました。確かに、大変重要なことでございます。支援員、各、多い学校では3名ぐらい支援員がおいでます。そういった支援員が、教員としっかりとチームワークを組んで子供の支援に当たる、それ非常に大切なことでございます。

そうった点においては、今後、学校長また教員を含めて学校全体で、子供たち、さまざまな課題を抱える子供たちに対応していくという点を、今後とも十分私どもから学校を指導してまいりたいと考えておりますし、また、支援員の研修につきましては、高岡地区の市町村教育委員会連合会におきまして、年2回、高岡地区、10、教育委員会がございしますが、その支援員を集めた研修会を定期的に行っております。それには、必ず、佐川町の支援員の皆さんには、参加をしていただくようにしておりますので、そういった研修会では、高知大学の専門的な知識を有する先生等が講師としておいでいただいて、さまざまな研修をやっております。今後、そ

ういった会へは、引き続き出ていただくようにしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

9 番（松本正人君）

私のほうからは、学習会の際にもお聞きした内容もございますけれども、今初めて言うこともございます。

まず、消費税の増税が、この4月から予定をされております。私も、この消費税の引き上げについては、断固撤回するように求めているわけですが、政府はですね、消費税増税は、増税分については社会補償に使うんだと、こういうことを言っているわけです。

実際は、そうはなかなかならないということは、一般質問の際にも言わしていただきましたけれども、そういった流れで、この消費税増税において、地方にもこの増収分というのがあるわけがございます。それについては、消費税増税の増収分については、社会保障4分野、子供、医療、介護、年金に全額充てること、その内容を公表することを求めています。

ですから、例えば高知市では、子供の医療費の拡充、それから第2子保育料の無料、こういったものに使うということを明らかにしているわけですが、佐川町の場合は、このいわゆる今言った増収分というのはどれぐらいであって、そしてそれをどのように活用するか、というふうにしているのか、そのことをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、町長は、施政方針の中でもですね、今後総合計画をつくっていくと、町民の皆さんと一緒につくっていくと、こういうことを言われているわけですが、私は、総合計画の結果についてはですね、それに必ずしも縛られるという形であってはならないというふうに思っています。むしろ、その総合計画をつくっていく段階、経過が非常に大事になってくるんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

それぞれ、いろんな、これから話し合いが持たれていくだろうと思いますけれども、そういった経過についてもですね、町民に随時、わかるということが大切になってこようかというふうに思います。そういう点ではですね、例えば、牧野公園整備10カ年計画がで

きたと。これに基づいて云々という話がありますけれども、先般、この牧野公園 10 カ年計画について「この計画はどんなんぜよ」と言うて担当課に行きましたら「まだ、きちっとお渡しできるような状況になっていない」と、こういう返事でした。

そういうことでは、やっぱりいかんのではないかというふうに思っています。それと同時にですね、前々から思っていたことですが、けれども、例えば、この予算書にいたしましても、四万十町なんかはですね、1 回、私も四万十町の議会を傍聴しに行ったことがありますけれども、あそこなんかでは、予算書なんか有料で、町民がいつでも買うことができると、こういうようなことをされております。いいシステムだなあというふうに思いました。

ぜひともですね、こういうことから始めて、それぞれのこれから行われるいろんなものがですね、町民のできるだけ目に触れやすい、そういった施策が必要になってくると思いますけれども、そういったことについてどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、総合計画について、コンサルタントに委託をするということで予算が組まれておりますけれども、どういった方々に委託をされようとしているのか、そのことについて、お伺いをしたいと思います。

それからですね、いわゆる交通弱者についての取り組みで、今、今回の予算では、これまでどおり黒岩観光のバスの運行について、予算も組まれています。900 万何がしだったと思いますけれども、例えば、日高村で今、デマンドバスの運行がされて、大体 550 万ぐらいの予算でやられているということを聞いております。予算の内容ではですね、まだそういった具体化、変わった状況にはなっていないわけですが、今後の取り組みですね、これをどういうふうにされていくのか、ということをお伺いしたいと思います。以上です。

総務課長（岡林護君）

私からは、消費税のアップに伴います地方に回ってきます地方消費税交付金額を、社会保障の 4 分野にどういうに使われているかについて、お答え申し上げたいと思います。

まず、金額ですが、地方消費税交付金額が、増税分が、2,502 万 2,000 円となります。社会保障 4 分野におきましては、年金、医療、介護、少子化対策、等におきましては、まず医療ですが、自立支援

医療費に、これはプラス分だけ申し上げますが、約 199 万プラスです。それから、介護保険特別会計の繰り出し金が約 313 万円のプラス。それから介護のほうですが、住宅等改善支援事業、これは新事業になります。約 166 万のプラス。それから、障害者相談支援事業が 810 万のプラス。それから、あったかふれあいセンター事業が、約 347 万のプラス。それから少子化対策ですが、特別支援保育推進事業が、これは新事業で、約 162 万のプラス。それから、子ども・子育て支援事業で、約 212 万のプラス。それから永野保育所の改修で、183 万のプラス。それから、黒岩中央保育所の管理運営費ですが、プラス 460 万、約 460 万のプラス。それから、市立保育所運営費で約 630 万のプラス。合計 3,485 万 1,000 円になりまして、いわゆる先ほど申し上げました地方消費税交付金の増分のよりは多めの予算が組まれているという状況であります。なお、年金につきましては、市町村においてはですね、給付に関する予算は組まれておりませんので、これについては入っておりません。

それからあと 1 点、公共交通のことなんですが、本年度予算に黒岩観光への運行の補助が含まれております。これについてはですね、今後どうしていくかというスケジュールも含めてですね、町長より命を受けてますんで、3 月末までにはですね、今後のスケジュール等につきまして、作成をいたしたいと思っております。以上です。

町長（堀見和道君）

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、総合計画について、過程も含めて情報公開を、と。あと町行政全般情報公開を、と。ということの御質問だと思います。総合計画の中で、計画をつくって、その結果に縛られるのはよくないという御発言ありました。これからつくろうとしている計画は、縛られるものではないと。つくり方が大事ですから、できたときに早くその計画を実行したいという計画をつくれば、当然縛られることもありませんので、それは御理解をいただきたいというふうに思います。

また、総合計画を策定する過程につきましても、町民の皆さんに、プロセスを見ていただけるよう、感じていただけるよう、その取り組みは今、計画の中に入っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

あと、総合計画の策定について、コンサルタント、どのように、どこに委託を考えてるのかという御質問がありました。私は、総合

計画を2年間かけてしっかりつくることが、とても大切だと考えております。いろいろ勉強しました。本も読みました。いろいろな町村の総合計画も見ました。その中で、まず、第1に大切なのが、総合計画策定するプロセスの中で役場の職員、また町民、プロセスの中で人づくりを行っていくということがすごく大切だと。その経過の中で参加をして、一緒に学んで、これからのまちづくりのリーダーになってくれる人が、一人でも多く出てくれるといい、そのための人づくりをしてくれるところに委託をしたい。まず、それが1点。

2つ目は、これからこのまちづくりをしていく中で、高知県も地域課題の先進県になりたいという発言もされてます。佐川町としても、地域における課題をまちぐるみで解決をしていく、そのことの中で、この町がより幸せな町、住みやすい町になっていく、当たり前のことですけれども、その具体的な取り組みをしていきたい。その課題解決の手法として、昨今よく耳にされていると思いますけれども、コミュニティデザインですとか、ソーシャルデザイン、見える化をする、可視化をする、デザイン化をする、その中で課題解決に対して前向きに楽しく取り組んでいくと、その手法のノウハウ、実践経験がある、そこに委託をしたい。これは2つ目です。

3つ目につきましては、その総合計画について、今まで策定にかかわったことのある実績があるかどうか、このこと、この3つからですね、判断をします。

また、あと総務省にも相談をして、この地域づくりについて、誰かいい人がいないかという相談の中で、総務省の外部専門家派遣制度というのがありまして、人材ネットというのがあります。その中でもいろいろ見させていただきました。トータルで、私は、この方に依頼をするのがいいんじゃないか、この組織に依頼をするのはいいんじゃないかという、考えてるところがございすけれども、今後、より慎重に、この決定を行っていきたいと。総務省、高知県ともいろいろ協議をしながら、総合計画の策定を委託する先は、決めていきたいと考えております。

あと、最後に公共交通ですが、先ほど課長からも話がありましたが、来年度から恐らく1年半、2年かかると思います。運営協議会会議を進めていけるよう、この3月、今、準備をするよう指示をしているところであります。また、議員の皆様には、ぜひ、御協力を

いただきたいと考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（今橋寿子君）

昨日、勉強会で、級位別職員の方々の男女の割合というのの資料をいただきました。その資料の中で、ちょっと目を通していただいておりますと、区分の中に、昭和 26 年 4 月 1 日現在と、平成 25 年の 4 月 1 日現在のと、区分けしてくださってありましたが、それを、間違えました、平成ね。それを、対比を見ますと、やはり 4 月 1 日現在ということは、もうこういう形で決まってるのかなあと思いながら、拝見させていただいておりましたら、この 4 月 1 日現在はまだですので、31 日今現在のことをこういう形で表示するということを担当の職員の方にお聞きしましたが、それはどういう意味なのでしょうか。

と、もう 1 つ。その、やはり、これから男女共同参画を推進していくためにも、やはり、これが、4 月 1 日のが目標かなと思っていたんですが、目標でない数字ということをお聞きいたしました、その目標数字としては、どのように考えているのか、そしてまた、この人事権に携わっている方は、どういう方が、人事権に携わっているのでしょうか。

町長（堀見和道君）

休憩願います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 11 時

再開 午前 11 時 2 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。
休憩します。

休憩　　午前 11 時 3 分
再開　　午前 11 時 4 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。私は、2014 年度一般会計当初予算について賛成討論を行います。

本予算は、堀見町政が生まれて初めて組まれた新年度の当初予算です。当初予算は、その政権の政治姿勢が最も反映されるものでありますから、そういう視点で、その内容について検証させていただきました。

今、地方財政は極めて厳しい環境にあります。かつての右肩上がりの財政から、国においては小泉構造改革を初め、次々と国民、地方財政を苦しめる施策が行われてきました。今回は、来年度当初より、97 年以来の消費税増税が予定されており、町民の生活はますます厳しくなることが予想されます。このことについての詳細は、私が本議会一般質問において詳しく述べたとおりです。

そのような中、組まれる本町当初予算は、町民の命と暮らしを守る防波堤としても極めて重要な役割を果たすものでなければならぬと考えます。本町のような弱小自治体においては、例外なく国や県による財政措置がなければ成り立ちません。

しかし、この間、国は機関委任事務の廃止を進める一方で、本来国がなすべき仕事を財政的裏づけなしに次々と自治体に押しつけてきており、そのしわ寄せは住民と職員にかかってきました。一方で、分権と言いながら、なかなか独自政策を許さない態度です。そのような中での行政の舵取りは簡単ではありませんが、住民こそ主人公の立場に立つ勇気と工夫が必要と考えます。

まず、事業が始まった当初から多くの町民から疑問の声が寄せられていた仮称霧生関公園は、白紙から見直すということを執行部は決断されました。これは、これまでの町政と比べて、劇的変化です。これは事実正面から立ち向かった上での現状に合った政策であると思います。当たり前のことが当たり前に解決されようとしている。そういう思いがいたします。

今度の当初予算では新事業として、中学生までの医療費無料化が盛り込まれました。これは、町民には念願の事業であり、子育てをする方々に大変喜んでいただいています。私も、実現を夢見てきた者の一人として大いに喜んでいます。町長も、この政策については町民に対して大いに胸を張っていただきたいと思います。また、数年にわたって訴えてまいりました住宅リフォーム助成制度も、耐震と抱き合わせであるという条件つきでありながら、スタートすることになったことは大変うれしいことです。今後は、単独でも事業が取り組めるよう、さらに中身を充実させていってほしいと思います。

しかし、一方で、消費税増税の影響を受けるにせよ、材料費の高騰を理由に、新年度から給食費の保護者負担を増やすことは賛成できません。引き上げ幅も年総額で 200 万円程度であり、あわてるような額ではないと思います。せっかく医療費で保護者の負担を和らげたばかりなのに、それに逆行する予算は納得できません。町政の方向性に大いに疑問を持たせる内容であると言わざるを得なく、この点では大変残念に思っています。

さて、佐川町の財政状況を見たとき、県下の自治体の中でも比較的上位に位置する豊富な、とまではいかなくとも、多少余裕のある財政状況が見て取れます。ここ数年を見ると、毎年 2 億円前後の財政調整基金の積み増しが見られ、かつて 5 億円程度であったものが、既に 20 億円を大きく上回っている状態です。財政調整基金を中心に借り入れより貯金の多い状況にあります。

現在は、借金返済の比率が高い状態ですが、このままの状態であれば、近い将来解消されそうな状況です。そうなれば、さらに大きく改善されるでしょう。しかし、これは逆の見方をすれば、これまで町民生活に手当てできることをやってこなかったあかしとも言えるのではないのでしょうか。

これまでの町政では、住民サービスの遅れが目立つようなところがありました。教材費の負担や高校進学援助、就学援助、各種イン

フラも遅れている状況が多々あります。職員の数や待遇は、県下最低クラスです。こういった状況をできるだけ早く解消させなくてはなりません。

先に挙げた中学生までの医療費無料化も、県下的には当たり前になってきていたものでした。それを、一気に解消せよと言うには長きにわたって本町から離れていて、まだ就任半年にも満たない状況にある堀見町政に、初めからパーフェクトな予算組みを求めることは酷なのかもしれません。

一方、だからこそ、しっかりした展望を示しながら、住民と一緒に長中期の健全化計画の策定が必要ですが、その点においては、総合計画策定の計画に着手し、長きにわたって本町からなくなっていた仮称「チーム佐川推進課」という事実上の企画課を復活させ、町職員の人数も含めた構成の見直しを視野に置きながら、働きやすくやる気の出る職場づくりに取り組みながら、「人が宝」をモットーに住民によるまちづくりを目指すという訴えは共感できると思います。それでもまだ具体的中身が見えているわけではありませんが、方向性は支持できると思います。一方で、先に述べたような不十分さもありますが、そのようなところについては今後の議会や住民要求の中の話し合い等の中で修正が図られることを期待してまいりたいと思います。

以上の理由で、私は本議会に提出されました一般会計当初予算に賛成いたします。これで、討論を終わります。

議長（藤原健祐君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成26年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決決定されました。

日程第10、議案第10号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

23 ページの委託料のところの、ジェネリック医薬品の使用促進通知委託料というものがありますが、これ、多分内容的には、各それぞれの……に使われている方の今お使いのお薬とジェネリックの差額をお知らせをするという内容ではないかなと思いますが、その具体的な取り組みを教えてくださいと思います。

今、国は、データヘルス計画ということで、レセプトを活用して健康増進を図るということですが、ある自治体では、こういう取り組みで、医薬品の分が数億円削減されたという実績もあるようですが、具体的にそういうような削減効果があるかどうか、数字がわからなければ構いませんが、その点も含めて教えていただきたいと思っています。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。先日の国保税の関係でもお話がありましたが、税を何とか、余り上げることなく低減をさすようなことも考える中では、こういう医薬品のジェネリックを使うことによって、医薬品量を抑えまして、保険給付費を抑えたいなという中から、こういう取り組みが、行っております。ちょっと委託業者の名前を忘れてしまったんですけれども、国保連合会を通じまして、広く、このジェネリックの促進、薬品の促進通知をしていただいて、その結果、今3年目だったと思うんですが、その結果分析をまだ、申しわけないんですが、全部できてなくてですね、詳しくは言えないんですが、効果は相対的にあるように、その結果表の分析を待たずに、総覧したところ、そういうふうな状況だというふうに私は認識をしております。すいません。

6 番（松浦隆起君）

一応、今年度であれば132万という費用がかかっておりますので、その効果という意味で、今後はぜひ、数値的にも、どれぐらいの削減になったかということも、しっかり検証していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決決定されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番（松本正人君）

日本共産党の松本です。私は、2014 年度学校給食特別会計当初予算に対し、反対討論をいたします。

一般会計当初予算での討論でも述べましたとおり、今回の学校給食特別会計には、給食費の保護者負担の増額が盛り込まれています。

近年の児童生徒の置かれた状況は、保護者である親たちが、不安定労働や先行きの見えにくい立場に置かれた者が多く、そういった親の貧困が、子どもにもさまざまな貧困状態をつくり出していると言われています。

具体的なことの 1 つに、近年の子どもたちは朝ご飯を食べない、また食べても、いわゆるファーストフードなどで済ませるといった状況が多いと言われています。実態を詳しく調査したわけではありませんが、給食費の滞納の多さといった実態からも、本町も、決して例外ではないと思います。

そういった子供たちに、せめて昼御飯だけでも、子供たちの成長に合った食事として給食が提供できることは、大きな意味があると思います。

最近、長野県の旧真田町、現在の上田市では、給食の改革が行われ、素晴らしい実績を上げたという話を知りました。それは、赴任された教育長が、地元の学校で非行が問題になっている現状には、生徒の食事内容に問題があると気づき、保護者に話したが、関心を持ってもらえなかったことから、給食改革に取り組み、農協などの協力を得ながら、完全米飯の中身を考えた給食を、町長の協力もあって給食費の値上げをすることもなく実現させ、そのことによってアトピーやアレルギーの子供が劇的に減る、切れる子供がほとんどいなくなるなどの効果があらわれ、そのことをステップにして、学力の向上や不登校の劇的な解消に結びつけていったとのことでした。

そのような自治体もある一方で、自治体内のほとんどの中学校で、給食がないという高知市の実態は、給食が当たり前として佐川町で育った私には、信じられないと思うと同時に、私は佐川町で義務教育を受けられて幸せだったんだなあと思います。

また、そもそも学校給食は教育の一環であります。全ての子供たちが平等に教育を受けられるスタート台に立てる。義務教育とは、教育を受ける権利を持つ子供たちに、教育を受けさせてやる義務を大人が負うということです。「義務教育は無償とする」は、教育基本

法の理念であったはずです。

ですから、本来給食費は無償であるべきと私は思っています。それがかなわないにしろ、そのことに少しでも近づけることが、大人の責任だと信じています。

これが、給食費の保護者負担を増やすことに反対するそもそもの理由であります。加えて、今回は、長年の保護者たちの念願だった医療費の無料化の中学生までの延長がかなったばかりであるにもかかわらず、その喜ばしい前進に水をさすようなことになることは、残念至極としか言いようがありません。

また、負担増分は、総額にして年間に約 200 万円です。負担する保護者にとって、これが軽いものであるか、厳しいものであるかどうかは一概に言えませんし、いずれにせよ、そもそもそれは本分ではありません。逆に、本町財政にとっては厳しい選択とはとても言いがたいのではないのでしょうか。

よって、本定例議会に提出された 2014 年度学校給食特別会計に反対します。議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番（徳弘初男君）

私は、原案に賛成する立場で、討論をさせていただきます。

本佐川町学校給食特別会計予算は、学校給食費の値上げが含まれた予算となっておりますが、学校給食費につきましては、佐川町立学校給食共同調理場の運営管理に関する規則第 7 条第 1 項の規定により、佐川町立学校給食共同調理場運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定めとなっております。

当運営委員会の委員長を私が務めておりますので、審議の内容を説明させていただきます。運営委員会の構成メンバーは、各小中学校の P T A 会長 6 名、小中学校長 5 名、学識経験者 4 名の計 15 名で構成されています。当委員会は、昨年 12 月 17 日に開催され、11 名の委員が出席されておりました。

教育委員会から、給食費を 1 食当たり 10 円値上げしなければならない理由として、次のような説明がっております。

給食費は、平成 11 年 20 円値上げを行い、現在に至るまで 1 食当たり、小学校 250 円、中学校 280 円で行っておりますが、現状にお

いては、お米の値上げや季節的に野菜の高騰が見られるなど、大変厳しい状況で運営しているとのことでした。また、平成 26 年 4 月からは、消費税が 3 % の増税となると、現状の給食費では、給食の質を保つことは難しいとの説明でありました。

この説明を受け、委員各位から意見を出していただきました。特に、給食費を負担をしていただく P T A 会長の皆さんには、全員から意見をいただきました。意見といたしましては、給食の質を低下させないためには、値上げもやむを得ないという意見でございました。

運営委員会といたしましては、保護者の皆さまにとりましては、年間 1,800 円程度の負担増になりますが、出席者 11 名全員の同意が得られ、給食費の 1 食当たり 10 円の値上げを決定いたしました。

この運営委員会の決定を受けて、教育委員会で正式に 10 円の値上げを決定し、今回、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計予算として提案がされておりますので、私は、この経過を踏まえ、給食費値上げは、やむを得ないものと考え、原案に賛成をいたします。

議員の皆さん、ひとつ御賛同よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 26 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 26 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

細かいことは言いませんけれども、一般質問の中でも申し上げました、来年度は介護保険法が改正されるということで、ことしの予算につきましては、26 年度の予算につきましては、それなりの準備が必要な期間だというふうに考えます。

この中身で、そういうことの考慮をされた予算組みになっているのか、配慮があつてののかないかを、お聞かせを願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答え申し上げます。議員御指摘のとおり 26 年度は、第 6 期の介護保険事業計画をつくるという、それから介護保険制度改正に向けての重要な年度というふうに、健康福祉課としても位置づけております。

予算といたしましては、そういった計画をつくる予算、計上しております。介護保険特別会計の予算全体といたしましては、経常的な経費がほとんどでございますけれども、健康福祉課の介護保険係、それから地域包括支援センター、こういった職員含めてですね、特に、市町村独自の高齢者支援施策、そういったものをどういうふうに展開していくかというところでは、例えば、地域ケア会議をどういうふうに展開していくか、そういったところについて、運営協議会とそれから健康福祉課の業務の中でですね、話し合いを進めていくという体制にとっております。以上です。

8 番（中村卓司君）

その準備がなされた予算だというふうなお答えだと思います

が、要支援の１、２、事実上は切り捨てられるという内容でございますので、その、受け皿のできるような会議ができるように、内容を十分をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

病院事業特別会計の平成 26 年度の予算の基礎資料として、1 日平均の患者数で、入院と外来との数字が出ております。病院が新しくなって、サービスも向上したと思われますが、その増加数が、私が思うのには、この程度かなと思う点と、もう 1 つ、新しく設備投資をした関係で起債を起こしました。起債の償還は 5 年据え置きです。なのでまだ始まりませんが、利子負担も出てくると思います。

そういった中で、費用が増えてくるということが考えられます。そういった中での 26 年度の収支の状況、見通しが気になるところでございますが、その収支の見通し、そのあたり、安定的な経営の見通しが可能なのかどうか、それと、やはりサービス向上が収益向上にもつながっていくわけでございますが、医師確保の問題、このあたりの見通しはどうか、をお伺いしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。この新しく病院ができましたその状況で、どういうふうに患者さんが動いているかということで、患者さんの

推移を、ちょっと手元に資料がございましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

外来の患者さん、21年度から資料がございました。延べ、年間5万1,446名でございます。22年度が5万2,496人、23年度が5万4,012人、24年度が5万4,750、そして25年度は、同様の5万4,896を見込んでおりますけれども、直近の状況と踏まえまして、これをオーバーする、超えることはまず間違いございません。26年度は、5万6,549人ということでございます。

入院患者さんにつきましても、順調に推移をしております、全体のベッド数が98床しかございませんので、なんぼ100%と言っても98でございますけれども、平均90人を超える状況でございます。

もう1つ、お尋ねがございました。ほんとに病院の運営につきましては、何かと御配慮いただき感謝しておるわけでございます。おかげさまで、耐震化事業も本年度をもって完了することができました。病院にとりまして、平成26年度は、新しい病院のもとで再スタートを切る大切な年だと思っております。

平成26年度の予算におきましては、介護事業などの付帯事業を含めました経常収支で見ますと、1,420万円を見込んでおります。純損益の関係ではですね、マイナスの数字が出ておるわけでございますけれども、これは今般の会計制度の改正に伴いまして、各種の引当金を特別損失という形で経常したことによる影響によるものでございます。

今後の病院事業の運営につきましては、先ほどのお尋ねのありました起債の償還もこれから始まってまいりますし、また、少子高齢化が進展しております。そういった中で、医療制度の改正もたびたび行われております。また、診療報酬の改訂もですね、2年に1遍行われるというようなことでございまして、病院経営を取り巻く環境というのは、さまざまな要因があるわけでございますけれども、そういった中で、厳しい中でございますけれども、運営をしていかなくてはなりません。

町長の行政報告の中でも報告がございましたけれども、病院といたしましては、大変厳しい状況ではございますけれども、病院の基本理念のもと、院長以下全職員が力を合わせて頑張っていくことで展望が開けていくと、そういうふうに確信をしております。

それから最後のお尋ねございました。医師確保の問題でございます。現在、9名の常勤医師で診療体制を組んでおります。それ以外に、非常勤の医師14名をもって、臨機に対応もいたしておるところでございます。

来年度につきましても、県あるいは高知大学医学部、県の医療再生機構等々の関係機関の御支援もいただきながらですね、この体制を維持していきたい。また、患者さんのほうからも、いろんな希望が多い診療科がございまして、そういった診療科を中心にいたしまして、医師の確保増員に向けた取り組みを頑張っってやっていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、平成26年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

ここで、食事を含めまして2時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後2時3分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第18号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

今回、課設置条例改正に伴い、組織内部で、どのような意見集約が討議され、チーム佐川推進課が設置に至ったのか、その経緯をお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。役場全体の組織をしっかりと、まず見渡しました。役場の中で守るべき部署と攻める部署、そのバランスが、やはりとれていくことが大事だろうということを考えました。その中で、来年度から策定を予定しております総合計画の策定をメインとなって取り組む課が必要ではないかと考え、役場内、庁議でも議論をさせていただきました。

そのほか、各課についても、いろいろな議論も出ましたが、26 年度におきましては、現体制、人員を考慮いたしまして、企画を主に担当する部署としてチーム佐川推進課を新しく設置するということで、今回の課設置条例の改正ということで、議案を提出させていただきました。以上になります。

1 番（下川芳樹君）

今定例会において、予算化された各課の予算内容を見るに、健康福祉課の業務は、1つの部署として大変大きな業務内容であると思われます。義務的経費の中の扶助費は、平成25年度予算の9億2,913万6,000円から2.3%の伸び率で2,140万2,000円アップの9億5,053万8,000円と、全体予算の15.9%を占めております。これに加えて介護保険特別会計17億6,520万2,000円や、国民健康保険特別会計への健康づくり支援、全て右肩上がりに毎年度、予算額が上昇しております。

平成26年度における障害児、また障害者対策、子育て支援、高齢者福祉、地域福祉、健康づくり事業など、法的な制度がめまぐるしく変わる上に、3年から5年に1度、必ず各種事業計画の変更作業が一般業務と重複し、大変厳しい状況にあると思われます。

平成27年度は、子ども・子育て支援制度、障害者相談支援事業が具体的に施行される年でもあります。また、平成29年度からは、介護保険制度の改正と年ごとの業務が蓄積していく状況です。増え続ける扶助費や高齢者、障害児・者にかかわる経費の抑制を図るためには、いち早くこれらの課題に取り組む必要があり、その実行主体である健康福祉課の機能改革は、早期に実現する必要があると思います。この点について、いかがでしょうか

町長（堀見和道君）

お答えします。健康福祉課の業務内容、多岐にわたります。ボリュームにつきましても、事業費のボリュームも大きな額となっております。重々承知をいたしております。健康福祉課の課長並びに副町長、また庁議のメンバーとも話しをしました。少し、1つの課で担当するには、大きすぎるのではないかという考えもあります。この課題につきましては現組織、また人員等考慮しまして、今後の課題として、町としては取り組んでいきたい、検討していきたい、そのように考えます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、26年度中に十分な協議をされ、組織体制の遅れから、将来に遺恨を残さないような対応を十分に検討していただきたいと思います。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町長期継続契約に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町長期継続契約に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

反対をするものではありませんが、地酒で乾杯という条例が、執行部から提案をされたわけでありましたが、以前から地酒で乾杯ということは、慣例化をしておるわけでありましたが、特に前町長、あるいは議会また執行部の皆様方、そしてまた商工会等におきましても、地酒というものに対しての愛着というものは、ずっとあるわけでご

ざいますが、今回、この条例化によりまして、第3条の事業者の役割というところがございますが、町長は、事業者に対してどのような話をされておるのか、もし、事業者との条例化について話し合いがなされておるならば、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

永田議員の御質問にお答えさせていただきます。

細かい打ち合わせはしておりませんが、今度3月の定例会で条例を、地酒で乾杯の条例を議案として出させていただきますと。事業者として、司牡丹さんとして、また佐川町の皆さんの活動、地酒で乾杯を推進をしていくということに対して、佐川町と一体となって、町民と一体となって、ぜひ取り組みを盛り上げてくださいというお話はさせていただきました。

また、これから具体的には、何か取り組みをするかどうかも含めて、司牡丹さん、社長さんともまた話をしていきたいと考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

地酒に対しての愛着というものは、多くの町民が、以前から抱いておるわけでありますけれども。残念ながら、今まで事業者が余り顔が見えない、地元に対して事業者が顔を見せておらないというのが、多くの町民の声であります。

このたび、執行部から条例化ということになりますと、やはり事業者に対して、もう少し地元に対して顔を見せるとか、地元に向けて、町民に対して顔を見せるような取り組みを、ぜひ、事業所に対して、町長のほうから申し入れをしていただければ、町民も、もっともっと地酒に対しての消費拡大につながりはせんかと考えるわけありますので、ぜひとも、また町長のほうから事業者に対して、申し入れなり、そういう意見があったということを伝えていただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町地酒で乾杯を推進する条例の制定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、ふれあいの里尾川設置及び管理運営に
関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、ふれあいの里尾川設置及び管理運営に関する条例
の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定すること
に賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、集落活動センターたいこ岩設置及び管
理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町上下水道運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、名教館設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、名教館設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 31 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 32 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 33 号、名教館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、名教館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 34 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 35 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 36 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 37 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 38 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計資本剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 39 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更および高吾北広域町村事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 2 時 34 分

再開 午後 2 時 51 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 40 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第 40 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、議案第 40 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長（堀見和道君）

それでは御説明させていただきます。

議案第 40 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中学生までの医療費を無料化にすることを定めるために改正しようとするものであります。

具体的には、佐川町福祉医療費助成に関する条例第 2 条第 2 項中、12 歳を 15 歳に改めるものであります。なお、参考資料としまして、条例分新旧対照表をお配りさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。以上です。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

単純な質問でございますが、これ、年の制限で、中学生の無料化ということで改正になると思うがですけど、もし、その方が中学生であっても 16 歳という可能性もなきにしもあらずですけども、そういったことの心配はせずには、いいんでしょうかという質問でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、この条例議案の提出が遅れたことを、まずもっておわび申し上げます。

それから、条例改正の部分の年齢のことにつきまして、これまで

小学生を対象としてということで、12 歳までということでしたが、今回、中学生までということで、15 歳ということになっております。基本的に義務教育の部分でございます。15 歳に達しましても、そこにあるように、3 月末までにつきましては対象としておりまして、先ほど中村議員がおっしゃられた内容のことについて、特に、疑義が生じるものとは考えておりません。

8 番（中村卓司君）

条件的に、その年ということで限られてありますんですが、いろいろな健康上なことによって、たまにですけども、1 年留年という方も出てくるという可能性があります。

そういう意味での心配で、15 歳ということで区切った場合に、16 歳になっても、中学 3 年生っていう可能性があるわけですが、その心配があるんで、そういう質問をさせていただきました。年っていうのに区切るというよりも、中学生っていうふうな形に文言をするほうがいいんじゃないかという心配がありますけども、その点はいかがですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今までの議論の中で、小学 6 年生までということでありましたが、条例の書き方、記述の仕方、年齢になっております。それに応じて 15 歳というふうにしてございます。基本的には中学生までという解釈なんですけれども、条例上は年齢に応じて 3 歳上乗せという形になっておりますので、仮に、16 歳でですね、中学生という方がおいでる場合は、この条例改正では対象にならないというふうに考えております。

（「休憩願います」の声あり）

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町福祉医療助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議員派遣について、を議題にします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 41、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

一言、閉会に当たりまして御挨拶を申し述べさせていただきます。

まず、追加で議案提出させていただきました議案第 40 号につきまして、私の確認不足で間際になっての追加ということで、皆様には御心配、御迷惑をおかけしましたことを、最後のこの場で御挨拶を申し述べさせていただきます。

平成 26 年度の予算、協議、審議、私にとって、初めての予算編成、その編成した予算に対しての議員の皆様の御審議でありました。大変、貴重な御意見もいただきましたし、身の引き締まる思いで、お一人お一人のお話を聞かせていただきました。本当にありがとうございました。

きょうのこの決議をいただきまして、26 年 4 月から、新しい年度を皆さんとともにスタートを切ることができるようになりました。佐川町のために、佐川町民の幸せのために、一生懸命かじ取りをさせていただきます。ぜひ、今後とも議員の皆様の温かい御支援、御指導を賜りますことをお願い申し上げまして、本定例会の終わりにつきましての、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

これで、本日の会議を閉じます。

平成 26 年 3 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3 時 6 分